

\*\*\*\*\*

一般社団法人エネジット  
定款

\*\*\*\*\*

令和 1年11月 6日 作成  
令和 1年24月24日 公証人認証  
令和 2年 1月15日 協会設立

# 一般社団法人エネジット 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人エネジット（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、低炭素社会実現に向けた取組みやIT利用支援を通じて、社会貢献や地球温暖化防止に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エネルギー関連事業
- (2) IT利用支援事業
- (3) 社会貢献事業
- (4) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

## 第2章 社員

(入社)

第4条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第5条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 社員のすべてが同意したとき。

(除名)

第6条 当法人の社員が、当法人の名誉を損ない、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(退社)  
第7条 社員は、いつでも退社することができる。

### 第3章 社員総会

(種別)  
第8条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)  
第9条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(招集)  
第10条 当法人の定時総会は、毎年12月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。  
2. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。  
3. 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)  
第11条 社員総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)  
第12条 社員総会における議決権は、基金の拠出1口につき1個とする。

(決議の方法)  
第13条 社員総会の決議は、一般法人法又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数の正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。  
2. 前項の規定にかかわらず、法人法第49条第2項に定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)  
第14条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第15条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長及び出席した正会員の中から指名された議事録署名人2名以上が署名押印又は電子署名し、これを主たる事務所に10年間備え置くものとする。

## 第4章 役員

(役員及び員数)

第17条 当法人に、次の役員を置く。  
(1)理事2名以上10名以内

(役員を選任等)

第18条 理事は、社員総会の決議によって選任する。  
2. 代表理事は、理事の協議によって選定する。

(役員任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。  
2. 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の残任期間と同一とする。  
3. この定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第21条 理事の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第22条 当法人は、社員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

2. 当法人の基金を引き受けたものは、その拠出者となったときに当法人の社員となる。

(基金の募集等)

第23条 基金の募集、割当及び払い込みの手続きについては、理事の協議により決定する別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金の返還等)

第24条 拠出された基金の返還は前条の基金取扱規定に定める日まで返還しないものとし、返還の手続きは、定時社員総会が決定したところに従い、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

## 第6章 計 算

(経費の支弁)

第25条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び予算)

第27条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事が作成し、直近の社員総会の承認を得なければならない。

(剰余金分配の禁止)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定 款 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1)社員総会の決議
  - (2)合併により当法人が消滅する場合
  - (3)破産手続開始の決定
  - (4)裁判所による解散命令の確定
2. 前項第1号により当法人が解散する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議によらなければならない。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算する場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議によって帰属先を決定する。

## 第8章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第32条 当法人の公告は、官報に掲載することにより行う。

## 第9章 附 則

(細則)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

2. この定款の施行について必要な細則は、理事の決議を経て定める。

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、本協会の成立の日から令和2年12月31日までとする。

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第35条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 菊澤 正裕  
設立時理事 皆川 陽一郎  
設立時代表理事 菊澤 正裕

(設立時社員の名称及び住所)

第36条 設立時社員の名称及び住所は次のとおりである。

福井県坂井市坂井町東中野第12号6番地37  
菊澤 正裕

福井県福井市曾万布町第9号31番地  
皆川 陽一郎

以上、一般社団法人エネジットを設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 1年11月 6日

設立時社員 菊澤 正裕  
設立時社員 皆川陽一郎